

簡易株式交換公告

平成 25 年 4 月 5 日

株主各位

京都府長岡京市東神足一丁目 10 番 1 号
株式会社村田製作所
代表取締役社長 村田 恒夫

当社は、平成 25 年 2 月 13 日（水）開催の取締役会において、平成 25 年 8 月 1 日（木）を効力発生日として、東京電波株式会社（住所 東京都大田区大森西一丁目 12 番 18 号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので公告いたします。

この株式交換は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

また、会社法第 797 条第 1 項に基づき、株式買取請求権を行使される株主様は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

なお、上記のお申出にあたっては、株式を預託されている証券会社等の口座管理機関に対し、個別株主通知のお申出の取次のご請求が必要となりますので、ご注意ください。

以 上